

函館市伝統的建造物群保存地区の保存に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号。以下「条例」という。）第36条に規定する助成に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 管理 伝統的建造物および環境物件に係る鳥虫害等防除工事ならびに伝統的建造物に係る防火・消火設備、標識、説明板等の設置で保存地区の保存のために行われる行為をいう。

(2) 修理 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「保存計画」という。）に定められた修理基準（以下「修理基準」という。）に基づき行われる伝統的建造物の保存のための行為をいう。

(3) 修景 保存計画に定められた修景基準（以下「修景基準」という。）に基づき行われる伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築等の行為をいう。

(4) 復旧 保存計画で定められた環境物件を復原する行為をいう。

(5) 外観 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内の道路その他の公共の場所から通常望見できる建築物その他の工作物の外部をいう。

(6) 構造耐力上主要な部分 基礎、壁（表面の仕上げを除く。）、柱、小屋組、土台、斜材、床組（根太を含む。）、横架材および屋根をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保存地区内における土地，建築物その他の工作物または環境物件の所有者または権原に基づく占有者
- (2) 管理，修理，修景または復旧を行う者
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 管理については，これに要する経費とする。
 - (2) 修理については，外観の修理に要する経費（下地材を含む。），構造耐力上主要な部分の修理に要する経費（内部仕上材を除く。）および耐震性能の向上に要する経費（内部仕上材を除く。）とする。ただし，補助対象経費が125万円以下のものは補助金の交付の対象としない。
 - (3) 修景については，外観の修景に要する経費（下地材を含む。）とし，特に必要な場合には，構造耐力上主要な部分の工事に要する経費を含めることができる。
 - (4) 復旧については，これに要する経費とする。
- 2 前項に掲げる補助対象経費に消費税および地方消費税は含まないものとする。
 - 3 他の補助等を受ける場合は，補助金の交付の対象としない。ただし，補助対象経費と他の補助等の対象となる経費を明確に区分することができる場合は，補助金の交付の対象とすることができる。
 - 4 補助対象経費の範囲は，次に掲げるとおりとする。
 - (1) 工事費
 - (2) 設計費
 - (3) 監理費
 - (4) その他保存上特に必要と認める経費
 - 5 第1項第2号に規定する耐震性能の向上に要する経費についての補助は，次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 耐震診断および耐震改修設計を実施する者は、次のいずれかに該当すること。

ア 各都道府県知事が指定する耐震診断および耐震改修の実施に関する技術者向け講習会を受講した建築士

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号のいずれかに該当する建築士

(2) 耐震診断および耐震改修設計は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針による方法または国土交通大臣が当該方法と同等以上の効力を有すると認める方法により行うこと。

(3) 前号の耐震診断の結果、地震の震動および衝撃に対して倒壊もしくは崩壊の危険性が高いものまたはこれらの危険性があるものと判定されていること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

(1) 管理については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、限度額を100万円とする。

(2) 修理については、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、限度額を600万円とする。ただし、外観の修理については、当該物件が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和44年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数の2分の1の年数の期間内において、過去にこの要綱に基づく外観の修理に係る補助金の交付を受けている場合は、限度額から当該補助金交付額を控除するものとする。

(3) 修景については、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、限度額を500万円とする。ただし、過去にこの要綱に基づく修景に係る補助金の交付を受けている場合は、限度額から当該補助金交付額を控除するものとする。

(4) 復旧については、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、

限度額を200万円とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、同一年度内において同一物件につき1回限りとする。

- 2 管理に係る補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについて交付するものとする。

(1) 伝統的建造物および環境物件に係る鳥虫害等防除工事 当該物件の緊急度等の調査により、鳥虫等による被害が確認されるものその他必要があると認められるもの

(2) 伝統的建造物に係る防火・消火設備，標識，説明板等の設置 新たに設置するもの

- 3 修理に係る補助金は、修理基準を満たすものであって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについて交付するものとする。

(1) 外観の修理 当該物件の老朽度，破損状況等の調査により，外観を構成する部材の腐朽または損壊が確認されるものその他必要があると認められるもの

(2) 構造耐力上主要な部分の修理 当該物件の老朽度，破損状況等の調査により，構造耐力上主要な部分を構成する部材の腐朽または損壊が確認されるものその他必要があると認められるもの

(3) 耐震性能の向上のための修理 第4条第5項の要件を満たすもの

- 4 修景に係る補助金は、修景基準を満たすものについて交付するものとする。

- 5 復旧に係る補助金は、修理基準を満たすものについて交付するものとする。

(補助金の交付申請に係る添付書類)

第7条 規則第7条第2項第4号に規定する書類または図面は、第4条第5項の要件が確認できるものとする。

(概算払)

第8条 市長は、補助事業者から工事完了の報告を受けた場合は、工事完了検査を行い、その結果、補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、概算払をすることができる。

2 工事完了の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事請負契約書または注文書および注文請書の写し

(2) 検査調書の写し

(3) 完成写真および工程写真

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年1月8日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。